

松本平広域公園 スポーツ施設等利用基準

1 利用制限日

長野県都市公園条例第27条第1項第1号の規定により、次に掲げる日にはスポーツ施設等の利用を制限する。

- (1) 芝生の養生のため別表①に掲げる期間
- (2) 芝生の生育状態が悪く、管理者が供用できないと判断した場合
- (3) 大規模な大会の開催のためその準備又は芝生養生に必要とする期間
- (4) 災害、事故、気象条件その他やむを得ない事由により供することができない場合又は著しく困難な場合

2 利用計画

- (1) 陸上競技場、補助競技場、球技場、相撲場、総合球技場、芝生グラウンド、多目的広場について、効率的な利用調整を図ることを目的として、長野県、長野県教育委員会及び長野県体育協会の加盟競技団体、その他団体等で利用調整会議を行う。
- (2) 利用調整会議は、毎年度末に翌年度分の調整を行うために開催する。
- (3) 別表②の施設を利用する際は、必要に応じ利用内容の確認及び調整のため、施設管理者へ利用計画書を提出する。

3 利用許可

- (1) 利用可能日数及び試合時間は、別表②のとおりとする。
- (2) 総合球技場（フィールド（芝生内））
 - ア サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール等球技の利用は、原則試合のみとする。
 - イ 球技以外の利用については、芝生に損傷を与えない利用目的のものについてのみ許可する。
 - ウ 「アマチュアスポーツに利用する場合」とは、フィールド内に原則1コート分を設営して行われる試合の場合とする。
- (3) 芝生グラウンド及び球技場
 - ア 球技以外の利用については、芝生に損傷を与えない利用目的のものについてのみ許可する。
- (4) 陸上競技場及び補助競技場
 - ア 投てき競技の練習は、トラック利用者がなく、指導者をつけ安全を確保できる場合のみ許可する。
- (5) 上記(2)から(4)の施設を球技（試合）で利用する場合の試合前及びハーフタイムのアップでの利用は、原則として1試合につき20分以内とし、利用時間は試合時間を含めないこととする。
但し、芝生の生育状態が悪く、管理者が供用困難と判断した場合には、利用時間を制限する。

4 利用の申込み

- (1) 利用調整会議で定められた計画以外の利用については、3月上旬からその翌年度の申込みを受け付ける。
- (2) 申込みは、長野県都市公園規則第6条の規定により行う。

5 その他

- (1) 上記1から4について、財産管理者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (2) 過度な利用により芝生に損傷を与えた場合には、利用した団体等が原状回復を行う。

別表①

施設	期間
総合球技場（フィールド（芝生内））	12月～3月
芝生グラウンド（芝生内）	
球技場（芝生内）	11月～4月
陸上競技場（フィールド（芝生内））	
補助競技場（フィールド（芝生内））	

別表②

施設名	利用可能日数	1か月の利用日数		連続利用	球技の場合の 1日の試合時間
		4～6月及び9～11月	7月及び8月		
総合球技場（フィールド（芝生内））	最大12日以内	最大9日以内	3日以内*1	180分以内	
芝生グラウンド（芝生内）					
球技場（芝生内）	12日以内	5日以内	270分以内		
陸上競技場（球技でのフィールド（芝生内）利用）					
補助競技場（球技でのフィールド（芝生内）利用）					

*1 ただし、3日連続後はその後7日間は利用不可